

第45号議案

中野区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和5年6月20日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

児童相談所業務手当の額を改めるとともに、児童福祉法の改正に伴い規定を整備する必要がある。

中野区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

中野区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年中野区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改め、同条第2項中「490円」を「950円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第8条の規定は、令和5年4月1日以後の業務の従事に係る児童相談所業務手当について適用し、同日前の業務の従事に係る児童相談所業務手当については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第8条の規定を適用する場合において、改正前の同条の規定により支給された児童相談所業務手当は、改正後の同条の規定による児童相談所業務手当の内払とみなす。